

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内の商工業者が経営継続を目的に行う事業に対し、予算の範囲内において宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (2) テイクアウト 消費者が、中小企業者の調理した食品を当該中小企業者の店舗で購入し持ち帰ることをいう。
- (3) デリバリー 中小企業者が調理した食品を消費者に届けることをいう。
- (4) 飲食業 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の中分類に掲げる飲食店をいう。
- (5) クーポン 中小企業者から発行された当該中小企業者の町内事業所で使用できる金券又は割引券をいう。
- (6) プレミアム付商品券 購入金額の一定割合分が割り増しとなる商品券をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる中小企業者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 令和元年度分の個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税又は国民健康保険税に未納がある者（特に町長が認めたものを除く。）
- (2) 宮代町暴力団排除条例（平成25年宮代町条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が事業に関与していると認められるもの

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、交付決定日以降に支出したのものとする。ただし、テイクアウト事業及びデリバリー事業においては、令和2年2月1日以降に支出したのものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、町長が定める期日までに、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に

関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、補助対象事業ごとに年度1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち概算払により補助金の交付を受けようとする者は、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金概算払請求書（様式第3号）により町長に請求するものとする。

(計画変更等の承認手続き)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長が、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金確定通知書（様式第7号）により速やかに通知するものとする。

(補助金の精算払交付請求)

第12条 交付決定者のうち精算払により補助金の交付を受ける者が前条の確定通知を受けたときは、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の精算)

第13条 交付決定者のうち概算払により補助金の交付を受けた者が第11条の確定通知を受けたときは、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金概算払精算書（様式第9号）により速やかに補助金の精算をしなければならない。

2 町長は、精算額が交付した概算払の金額を下回ったときは、期限を定め、その差額につ

いて交付決定者に返還を求めるものとする。

(書類の整備等)

第14条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

別表(第3条、第4条及び第5条関係)

	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
補助対象事業	町内で飲食業を営んでいる中小企業者で、令和2年2月1日から同年9月30日までの間に、新たにテイクアウト事業を始める(始めた)者	賃金(アルバイト等) 消耗品費 印刷製本費 広告宣伝費 手数料 委託料 使用料及び賃貸料 修繕費 原材料費(設備に係る費用)	補助率10/10 限度額10万円

デリバリー事業	町内で飲食業を営んでいる中小企業者で、令和2年2月1日から同年9月30日までの間に、新たにデリバリー事業を始める(始めた)者	賃金(アルバイト等) 消耗品費 燃料費 印刷製本費 広告宣伝費 手数料 委託料 使用料及び賃貸料	補助率10/10 限度額10万円
クーポン券発行事業	町内に事業所を有する中小企業者又はそれらの者で構成するグループで、クーポン券発行事業を始めるもの	消耗品費 印刷製本費 広告宣伝費 委託料 クーポン分に要する費用	補助率10/10 限度額3万円(1事業者につき) グループの場合は、事業者数に3万円を乗じた額。
プレミアム付商品券発行事業	宮代町商工会の会員である商店会又は商店会を含めた町内に事業所を有する中小企業者で構成するグループで、プレミアム付商品券発行事業を始めるもの。	消耗品費 印刷製本費 広告宣伝費 手数料 委託料 使用料及び賃貸料 プレミアム分に要する費用	補助率10/10 事業者数に3万円を乗じた額。ただし、限度額200万円とする。

様式第1号（第6条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付申請書

年 月 日

宮代町長

あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名

印

連絡先

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金の交付を受けたいので、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、第4条の補助対象者に該当することを誓約するとともに、町税の納付状況について確認することに同意します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の概要 別紙のとおり

別紙

補助事業名	
-------	--

(1) 事業計画

事業内容	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日

(2) 予算書

補助対象経費	金額	算出基礎
合計		

様式第2号（第7条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業名	
-------	--

1. 交付する

交付決定額	金 円
条 件	(1) 補助金を他の用途に使用しないこと。 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、町長の承認を得ること。 ア 補助金の額を変更しようとするとき。 イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。 ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、町長に報告して指示を受けること。 (4) 町の付した条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

2. 交付しない

理由	
----	--

様式第3号（第8条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

宮代町長 あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名 印

連絡先

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助金について、概算払による交付を受けたいので、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 概算払請求額 金 円
- 4 振込先

金融機関名		支店名		
口座番号		区分	1 普通	2 当座
ふりがな				
口座名義人				

様式第4号（第9条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

宮代町長 あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名 印

連絡先

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金を下記のとおり（変更・中止）したいので、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更等の理由
- 3 変更等の事業の内容及び補助金の額

	変更前	変更後
事業の内容		
補助金の額		

- 4 添付書類
変更事業の概要

様式第5号（第9条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書

第 号

年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付けで申請のあった宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金変更等承認申請について、下記とおり決定したので、通知します。

記

1 承認・不承認

2 補助対象事業名

3 変更等をした後の事業の内容

4 交付決定金額 変更前 金 円
変更後 金 円

様式第6号（第10条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金実績報告書

年 月 日

宮代町長

あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名

印

連絡先

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金事業が完了したので、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金実績額 金 円
- 4 事業の実績 別紙のとおり
- 5 事業完了日 年 月 日

別紙

補助事業名	
-------	--

(1) 事業実績

事業内容	
------	--

(2) 決算書

補助対象経費	金額	算出基礎
合計		

(3) 添付資料

- 事業の実施がわかるもの (チラシ、写真など)
- 経費の支出がわかるもの (領収書など)

様式第7号（第11条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付けで提出のあった宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金請求書

年 月 日

宮代町長 あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名 印

連絡先

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定を受けた宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金交付請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名		支店名		
口座番号		区分	1 普通	2 当座
ふりがな				
口座名義人				

様式第9号（第13条関係）

宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金概算払精算書

年 月 日

宮代町長

あて

氏名又は名称

住所又は所在地

代表者名

印

連絡先

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定を受けた宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金について、宮代町中小企業緊急経済対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり精算します。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 補助対象事業名 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 返金額（交付決定額－交付確定額） | 金 | 円 |